

宮労基発 1015 第 2 号
令和 8 年 10 月 15 日

関係団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

特定自主検査の実施時期に係る解釈について

労働基準行政の円滑な運営につきまして、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生法第 45 条第 1 項に規定する定期自主検査及び同第 2 項に規定する特定自主検査に係る実施時期の解釈に関し、別添の通知がありましたのでお知らせします。

御多忙のところ大変恐縮ですが、傘下会員、関係事業場等に対して、通知の周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基安安発 1007 第 2 号
令和 8 年 10 月 7 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

特定自主検査の実施時期に係る解釈について

標記について、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長より別紙 1 の照会があり、別紙 2 のとおり回答したので了知されるとともに、関係団体等に適宜周知されたい。

建荷業発第 34 号
令和 8 年 10 月 6 日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部 安全課長 殿

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 会長

特定自主検査の実施時期の解釈について

平素より、当協会の事業運営に関し、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、フォークリフトの特定自主検査（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」といいます。）第 151 条の 21 に基づくもの。以下単に「特定自主検査」といいます。）の実施時期については、内閣府が公表している「「国の規制・制度に関する意見の集中受付（平成 23 年 9 月 1 日～10 月 14 日）」で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について」において、「定期健康診断（則第 44 条）における「一年以内ごとに一回、定期に」の解釈として「定期とは、毎年一定の時期に、という意味であってその時期については各事務所毎に適宜決めさせること。」（昭和 23 年 1 月 16 日付け基発第 83 号、昭和 33 年 2 月 13 日付け基発第 90 号）という解釈が示されており定期自主検査についても同様の解釈となります。」とされています。

しかしながら、特定自主検査の実施時期の考え方について、事業者間で異なる取扱いがみられます。このため、当協会として下記の取扱いで統一したいと考えていますが、この取扱いでよろしいかご教示いただくようお願いします。

記

特定自主検査については、検査を実施した年月を明らかにすることができる検査標章を検査を実施した機械等に貼り付けなければならないこととされており、検査実施時期を月単位で管理しているところ、前年に特定自主検査を実施した月と同一月内に検査を実施することは、則第 151 条の 21 における「一年を超えない期間ごとに一回、定期に」に該当する。

基安安発 1007 第 1 号
令和 8 年 10 月 7 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
会 長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

特定自主検査の実施時期の解釈について (回答)

令和 8 年 10 月 6 日付け建荷業発第 34 号にて照会のあった件について、貴見のとおり解釈して差し支えありません。

なお、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 1 項に規定する定期自主検査及び同第 2 項に規定する特定自主検査のうち、1 年又は 2 年ごとに 1 回、定期に実施する検査については、同様の取扱いとして差し支えありません。